

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

様式

作成日 2022/10/25

最終更新日 2022/10/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和4年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人山口大学
法人の長の氏名		谷澤 幸生
問い合わせ先		総務企画部総務課(TEL083-933-5005 E-mail sh083@yamaguchi-u.ac.jp)
URL		https://www.yamaguchi-u.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>令和4年9月14日開催の第110回経営協議会において、ガバナンス・コードの全ての原則等への本法人の適合状況について審議を行った。また、令和4年9月30日を締め切りに、全ての原則等への本法人の適合状況について、経営協議会の構成員に対し意見を求めた。</p> <p>経営協議会からの意見及び本学の対応は、以下のとおりである。</p> <p>[経営協議会からの意見]</p> <p><input type="checkbox"/>ガバナンス・コード全般に関して 国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況報告書の内容は妥当であると思います。 なお、今後ともコードの沿った質的向上を継続下さい。</p> <p>[国立大学法人山口大学の対応]</p> <p><input type="checkbox"/>ガバナンス・コード全般に関して 国立大学法人山口大学においては、令和3年5月25日に『国立大学法人山口大学の「国立大学ガバナンス・コードへの適合状況」の確認に関する対応方針』を策定し、毎年度本法人の適合状況について確認及び公表して、一層経営の透明性を向上させ社会への説明責任を果たし、社会の皆様からの信頼と理解を得続けられるように努めていくこととしており、引き続き、この活動を推進していく。</p>
監事による確認	更新あり	<p>[監事による確認方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ガバナンス・コードへの適合状況に関して、確認・審議等が行われる全ての法定会議及び内部統制会議への出席、担当理事及び担当部署との協議・意見交換、関係書類・規程等の閲覧等を通じて、プロセスも含め、全ての原則の適合状況を確認しました。 また、監事によるガバナンス監査の一環として、ガバナンス・コードへの適合状況の確認を令和4年度の重点監査事項として取り上げ、対象を絞って監査しました。 <p>[確認結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の結果、ガバナンス・コードの全ての原則が実施されており、特に指摘すべき重大な事項は認められませんでした。 また、本法人が定める「ガバナンス・コードへの対応方針」に沿って、適切なプロセスで確認作業が行われたことも確認しました。 <p>[監事意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> R3年度に行われた、新規採用職員を参画させた確認作業は、透明性を確保し、説明責任を果たす上で効果的かつ適切な対応でしたので、今後の確認・点検においても、斯様な第三者的目線を活かした、そして意識した確認作業が行われることを期待します。 ガバナンス・コードへの適合状況を点検することは、ガバナンスや内部統制の仕組み等を理解する上で効果があるので、報告のための作業とすることなく、本法人のガバナンス体制や内部統制システムを理解するために必要な作業として活用されることを期待します。 ガバナンス・コードで求められる体制を、より実効性のあるものにするため、引き続き、各原則における実態の把握と分析を確実に行い、継続してPDCAサイクルを回されることを期待します。 <p>[国立大学法人山口大学の対応]</p> <p>監事からの意見を踏まえつつ、毎年度本法人の適合状況について検証し、強靱なガバナンス体制のもとで戦略的な法人運営を行い、社会への説明責任を果たし、社会からの信頼と理解を得ることに努める。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>■ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口大学は、平成16年4月の国立大学法人化を契機に、新たな大学づくりに踏み出すにあたり、I.基本理念、II.教育の目標、III.研究の目標、IV.私たちの責務からなる「山口大学憲章」を掲げた。 「山口大学憲章」において、学生・教員・職員の三者が一体となって、理念の共有と目標の実現をめざすこと、「新たな価値の創造」、「社会が抱える問題解決への寄与」及び「地域社会の発展と国際社会への貢献」を私たちの責務とすることをミッションとして宣言し、自らのミッションに向かって前進している。 第2期中期目標期間の最終年度である平成27年度(2015年度)には、新たに「山口大学憲章」の基本理念に基づき、10年後の2025年の本学のあるべき姿として、「明日の山口大学ビジョン2015」を策定し、「ダイバーシティ・キャンパス」の創造を目指している。 「明日の山口大学ビジョン2015」を実現するための目標及び戦略として中期目標・中期計画を策定し、その実現のための道筋として毎年度年度計画を策定し、翌年度に取り組み状況を実績報告書として作成及び公表している。 目標・計画の策定及び実績の報告は、学長、理事及び副学長等で構成する大学戦略会議、学外委員を含む経営協議会、学内の教育研究に従事する委員を含む教育研究評議会において、審議・報告することとしており、学内外の多様な意見を適切に反映しながら、目標・計画の実現・達成に向けて、全力で取り組んでいる。 現在、2030年のあるべき姿を示した「明日の山口大学ビジョン2030」の策定を進めており、その過程において、学生及び教職員に対してパブリックコメントを実施し、共有を図りながら一体となって策定にあたっている。 <p>□山口大学憲章 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/charter/index.html □明日の山口大学ビジョン2015 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_vision/index.html □中期目標・中期計画 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/mokuhyo/mokuhyo.html</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>■目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標・中期計画については、毎年度各副学長の下で、中期計画毎に年度毎の取組状況と課題を管理する本学独自のシートを活用して、中期計画を所管する担当副学長による自己点検・自己評価を行うとともに、学長及び総務企画担当副学長による「担当副学長へのヒアリング」や「学長・理事と各部署長との懇談会」を通して、進捗状況の確認と検証を行い、その結果を当該年度の取組みや次年度以降の「年度計画」に反映させている。 国立大学法人評価については、評価結果に基づき、学長が組織及び業務の見直し等の重要事項の方針を定め、改善を図っている。評価結果において課題として指摘された事項については、翌年度の業務実績報告書に当該年度の改善・取り組み状況を掲載し、本学ホームページにて公表している。 <p>□中期目標・中期計画 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/mokuhyo/mokuhyo.html □年度計画 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/mokuhyo/mokuhyo.html □業務の実績に関する報告書 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/mokuhyo/mokuhyo.html</p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>■経営及び教学運営に関する権限と責任の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人法に基づき、「中期目標についての意見に関する事項」「文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項」等の大学運営に関し重要な事項を議決する役員会、「予算の作成及び執行並びに決算」等の経営に関する重要事項を審議する経営協議会及び「学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍」等の教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会を設置して、それぞれの規則においてその権限と役割を明確化し、事前に学長及び総務企画担当理事と議題の精選と運営上の工夫を行うことで、効果的・効率的な会議運営を実現している。本学独自の組織として、学長及び副学長、事務部長で構成する大学戦略会議を設置し、定例開催して、①総合的な戦略の策定に関する事項、②教育課程の充実と教育の質の保証に関する事項、③研究の企画・評価に関する事項、④国際連携及び地域連携の充実等に関する事項、⑤学術情報基盤に関する事項、⑥人事制度に関する事項、⑦資源配分に関する事項を協議し、本法人の自主的・自律的な運営を行っている。 <p>[関係規則等] □国立大学法人山口大学経営協議会規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame110000004.htm □国立大学法人山口大学教育研究評議会規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame110000005.htm □国立大学法人山口大学戦略会議規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame110000013.htm</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	<p>■総合的な人事方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明日の山口大学ビジョン2015において、「本学は、10年後の2025年に向けて、大きなグローバル化の波や多様性を見据え、留学生を含む全ての大学人と地域の人々が、互いの歴史・文化・民族・言語・宗教など、多様性を許容し、新たな価値観を創造する、アジアの風を感じる"ダイバーシティ・キャンパス"の創造を目指します」と掲げ、その実現に向けて職種ごとに戦略的な人事を進めている。 ・「令和5年度における教員人事の基本方針について」において、中長期的な職位バランス（教授：准教授：講師以下＝1：1：1）の実現、外国人教員及び女性教員の雇用促進等の方針を示し、毎年度策定する「教員人事計画」でその実現を図っている。特に、女性教員の雇用促進については、ダイバーシティ推進室において女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、令和6年度の女性教員比率の目標として20%の数値目標を設定している。 ・山口大学では、多様なSOGI（性的指向と性自認）を尊重し、SOGIに関する配慮・支援のために、「山口大学における多様な性的指向と性自認（SOGI）を尊重する基本理念と対応ガイドライン」を策定している。加えて、多様なSOGIを尊重するために、教職員として必要な基本的な配慮や対応の仕方について「多様なSOGI（性的指向と性自認）を尊重するための配慮・対応の手引き」を発行し、本学ホームページにて公表している。 ・事務職員の採用にあたっては、グローバル、イノベーション、地方創成及び大学運営の各分野における「山口大学事務職員に求める人材像」を策定、公表して、職員の選考を行っている。 ・「事務職員の人事異動等に関する方針」では、人事異動の原則を定め、採用当初から若手職員期、中堅・ベテラン職員期の人材育成方針を定めている。また、他機関へのキャリアアップの奨励、外国機関への派遣を積極的に推進する等、人事交流の推進を図っている。更には、「障害者雇用促進法を遵守するとともに、障害者の行う業務の拡大に努める」と定め、人事課業務支援室を設置して、障害者の自立支援及び雇用促進を行っている。 ・「事務職員の人事異動に関する方針」に加え、人事評価制度に基づき、人事評価結果を昇任、降任、昇格、降格、昇給、勤勉手当等の実施にあたり資料の一つとして活用することで、人材育成の更なる強化を図っている。 ・「明日の山口大学ビジョン2015」、「令和5年度における教員人事の基本方針について」、「山口大学事務職員に求める人材像」及び「事務職員の人事異動等に関する方針」については、本学ホームページにて公表している。 <p>□明日の山口大学ビジョン2015 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_vision/index.html □令和5年度における教員人事の基本方針について https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/personnel_salary_management_reform/index.html □多様なSOGI（性的指向と性自認）を尊重するための配慮・対応の手引き https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~diversity/approach/03-2/#02 □山口大学事務職員に求める人材像 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jinjika/saiyou/jinzaizou.html □事務職員の人事異動等に関する方針 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jinjika/saiyou/jinzaiikusei.html</p>
補充原則 1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>■中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間における中期計画において、当該計画を実行するための人件費の見積もりを含む必要な支出額を勘案し、運営費交付金、その他の公的資金及び外部資金等を含めた収入額の見積もりを算出して中期的な財政計画（予算、収支計画及び資金計画）を策定し、大学ホームページで公表している。 ・教育研究の費用及び成果等については、毎年度、財務諸表等法定公開情報に加えて「山口大学レポート」を作成し、「明日の山口大学ビジョン2015」に掲げた教育・研究テーマに沿った実績、各学部の特徴ある教育研究活動及び財務データ等を報告・紹介し、学外に広く発信するため、ホームカミングデー等で配布し、県内の企業・高校等に送付するとともに大学ホームページにおいて公表している。 <p>□中期目標・中期計画 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~kikakuka/mokuhyo/mokuhyo.html □財務諸表及び事業報告書 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~syukei/11zaimushohyou/16zaimushohyou.html □山口大学レポート https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_report/index.html</p>
補充原則 1-3⑥(4) 及び補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		<p>■法人の活動状況及び資金の使用状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、財務諸表等の法定公開情報を作成するほか、財務諸表の附属明細書においては、部局別決算のセグメント情報を作成し、いずれも大学ホームページで公表している。 ・部局別決算情報の分析を行い、分析結果を部局長会議で情報提供し、学内における教育・研究等に係るコストの見える化を進めるとともに、分析結果の部局予算編成等への活用実績を評価し、予算執行に反映させる仕組みを構築している。 ・多様なステークホルダーに対して、本学の財務情報を含む教育研究等の活動状況を分かりやすく伝えること等を目的として、毎年度「山口大学レポート」を作成し、学外に広く発信するため、ホームカミングデー等で配布し、県内の企業・高校等に送付するとともに大学ホームページにおいて公表している。 <p>□財務諸表及び事業報告書 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~syukei/11zaimushohyou/16zaimushohyou.html □山口大学レポート https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_report/index.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		<p>■法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人山口大学の経営を担う人材(理事)を計画的に育成するための方針として、国立大学法人山口大学のミッション及び特性を理解し、経営感覚を身に付けさせるため、学部長経験者等を副学長及び学長特命補佐に任命し、執行部の一員として大学運営を経験させている。副学長を大学の戦略を協議する大学戦略会議の構成員とすることにより、経営感覚を身に付けさせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発活動の機会に積極的かつ計画的に参加させている。学部長を経営協議会に出席させて、特に学外委員の意見等に直接触れる機会を設けている。副学長及び学長特命補佐等の登用状況については、教育研究評議会及び経営協議会に報告してしている。また、事務職員については、従来の事務組織の職務に捕われない組織横断的な若手事務職員によるチーム等の設置や部課長級ポスト(特命担当部長、特命担当課長)に適切な人材を配置し、国立大学法人山口大学のミッション及び特性に応じた職務に従事させている。 ・国立大学協会が実施する啓発の機会について、将来の経営人材を育成するためマネジメント力の向上とともに参加者間のネットワークの構築を図ることを狙いとして平成30年度から開催している「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」に、平成30年度にダイバーシティ推進担当及び令和2年度に教育学生担当の副学長、令和元年度に研究担当及び令和3年度に文系大学院改革担当の学長特命補佐を参加させており、ダイバーシティ推進担当については、令和元年度及び令和3年度のファシリテーターも務めた。 ・本報告書に示した方針に加え、副学長補佐を置き、教育研究評議会等の主要な会議に出席させ、できるだけ早い段階から、次代の経営人材の育成に努めている。
原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	<p>■学長の意思決定や業務執行をサポートする体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長の意思決定や業務執行をサポートする体制として、学長自らが、理事、特命理事、副学長及び学長特別補佐を学内外から業務に応じて適任者を選任し、配置している。理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して、本法人の業務を掌理すること、特命理事は、学長の指示の下、理事と連携を図りつつ学長を補佐して、特定の重要な業務をつかさどること、副学長は、全学的な立場から学長を助け、学長の定めるところにより、校務をつかさどっており、学長が理事、特命理事及び副学長の職務分担を決定している。 ・理事は学内者4名及び学外者2名を選任している。学内者は、本学部長経験者及び文部科学省人事交流者(副学長として「総務企画・DX・情報セキュリティ・大学評価」、「人事給与マネジメント改革・地域連携」、「学術研究」、「人事労務・財務施設」を兼務)として主に教学運営を担う人材をそれぞれ配置している。また、学外者は、自治体役員経験者(副学長として「地方創生」を兼務)及び民間企業代表取締役経験者(「大学戦略」を担当)として主に経営を担う人材をそれぞれ配置している。 ・特命理事は、本法人職員から1名(副学長として、「教育学生」を兼務)を配置している。 ・本法人の職員である副学長には、それぞれ「学術基盤・情報化推進」「国際連携」「病院」「ダイバーシティ推進」を担当させ、適材を適所に配置している。 ・学長特命補佐は、学長が指示する特命事項に関し、学長を補佐することとなり、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、学長が選任している。 ・令和4年4月1日現在、「大学知財戦略」「産学連携」「博士後期課程学生育成」「ハラスメント防止・対策」「教職センター」「山口大学基金」「学部等連携課程」「教育支援改革」「中高温微生物研究拠点」の担当9名の学長特命補佐を選任している。 ・理事、特命理事、副学長及び学長特別補佐の担当は本報告書において公表するとともに、その権限・責任等については、「国立大学法人山口大学理事に関する規則」、「国立大学法人山口大学副学長に関する規則」、「国立大学法人山口大学学長特別補佐に関する規則」及び「理事及び副学長の職務分担について」に規定し、本学ホームページにて公表している。 ■長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み [原則1-4の対応状況に記載] ・国立大学法人山口大学の経営を担う人材(理事)を計画的に育成するための方針として、国立大学法人山口大学のミッション及び特性を理解し、経営感覚を身に付けさせるため、学部長経験者等を副学長及び学長特命補佐に任命し、執行部の一員として大学運営を経験させている。副学長を大学の戦略を協議する大学戦略会議の構成員とすることにより、経営感覚を身に付けさせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発活動の機会に積極的かつ計画的に参加させている。学部長を経営協議会に出席させて、特に学外委員の意見等に直接触れる機会を設けている。副学長及び学長特命補佐等の登用状況については、教育研究評議会及び経営協議会に報告してしている。 ・国立大学協会が実施する啓発の機会について、将来の経営人材を育成するためマネジメント力の向上とともに参加者間のネットワークの構築を図ることを狙いとして平成30年度から開催している「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」に、平成30年度にダイバーシティ推進担当及び令和2年度に教育学生担当の副学長、令和元年度に研究担当及び令和3年度に文系大学院改革担当の学長特命補佐を参加させており、ダイバーシティ推進担当については、令和元年度及び令和3年度のファシリテーターも務めた。 ・本報告書に示した方針に加え、副学長補佐を置き、教育研究評議会等の主要な会議に出席させ、できるだけ早い段階から次代の経営人材の育成に努めている。 <p>□国立大学法人山口大学理事に関する規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame11000090.htm</p> <p>□国立大学法人山口大学副学長に関する規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame11000092.htm</p> <p>□国立大学法人山口大学学長特別補佐に関する規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame11000094.htm</p> <p>□理事及び副学長の職務分担について https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/officers_employees/index.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-2-1 役員会の議事録	更新あり	<p>・国立大学法人法に基づき、国立大学法人山口大学役員会規則第3条において、以下のとおり議決事項を定めている。また、毎月の定期開催に加えて必要に応じて適宜開催し、2020年度は17回、2021年度は21回開催するなど、十分な審議の機会を設けている。</p> <p>(議決事項)</p> <p>(1) 中期目標についての意見(本法人が法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(5) その他役員会が定める重要事項</p> <p>・上記(5)については、「国立大学法人山口大学役員会規則第3条に規定する議決事項のうち同条第5号のその他の役員会が定める重要事項について」において事項を規定し、役員会において本法人の重要事項について、適時かつ迅速な審議を行い、学長の意思決定を支えている。役員会の議事要旨については、本学ホームページにて公表している。</p> <p><input type="checkbox"/>山口大学役員会規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame11000002.htm</p> <p><input type="checkbox"/>山口大学役員会規則第3条に規定する議決事項のうち、同条第5号のその他の役員会が定める重要事項について https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame11000003.htm</p> <p><input type="checkbox"/>役員会議事要旨 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/committee/index.html</p>
原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	<p>■どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、登用を行い、その状況を公表</p> <p>・多様な視点から意見を取り入れることにより大学の経営力の強化を図る観点から、本法人の6名の理事のうち2名は、企業経営者及び自治体役職員経験者の学外理事を登用している。理事の経歴及び担当とともに外部人材に求める観点について、本法人ホームページにより公表している。</p> <p>・また、ダイバーシティを確保する観点から、副学長には、ビジョンに掲げたダイバーシティ・キャンパスの実現とグローバルリーダーの育成を戦略的に推進するため、ダイバーシティ推進担当と国際連携担当の副学長を配置している。特に、ダイバーシティ推進担当を、学長、理事のみで構成する人事委員会において、学長の指名に基づき構成員に加えることで、女性教員比率の向上など、本学のダイバーシティキャンパスの実現に貢献している。</p> <p><input type="checkbox"/>学外理事に求める観点 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/biography_officers/index.html</p>
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	<p>■学外委員の選考方針の明確化とその公表</p> <p>・「本法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、経営協議会の学外委員については、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者の中から学長が任命すること」を選考方針としている。以上の方針に基づいて、令和4年度の経営協議会の13名の学外委員を、産業界、医療、教育、地方行政、法曹界といった幅広い分野から選出し、その知見を積極的に大学運営に活かしている。</p> <p><input type="checkbox"/>経営協議会の外部委員の選考方針について https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/management_council/index.html</p> <p>■議題の設定など運営方法の工夫について公表</p> <p>・本学の運営や大学改革の推進等について、高い知見と多様な経験をもつ経営協議会学外委員から様々な意見や提案を頂き本学の機能強化に活かすため、「教育」「研究」「地域貢献」「財務」の4分野に係る「経営協議会分科会」を設置しており、「山口大学レポート」で紹介している。「経営協議会分科会」は、各分野で毎回テーマを設定し、理事と学外委員とが深い意見交換を行うことで経営協議会のアドバイザーボードとして機能し、産業界や地域のニーズ・ノウハウを本学の教育研究に反映するとともに、大学の経営力強化を図っている。</p> <p>・経営協議会に部局長を陪席させ、学外委員の多様な意見を学長・執行部とともに情報共有している。また、経営協議会及び経営協議会分科会での学外委員からの意見に対する本学の対応状況について、毎年度3月開催の同会議で報告するとともに、本学ホームページにて公表している。</p> <p><input type="checkbox"/>外部委員が役割を果たすため運営方法の工夫 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/management_council/index.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	更新あり	<p>・学長に必要とされる資質・能力については、学長選考・監察会議が定める「国立大学法人山口大学学長選考規則」において、次のように規定し、本学ホームページにて公表しており、学長の選考にあたっては公募を行っている。</p> <p>(1)人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者</p> <p>(2)山口大学の基本理念である「発見し・はぐくみ・かたちにする知の広場」のもと、明確な将来構想を持ち、その実現に向けてリーダーシップを発揮できる者</p> <p>(3)山口大学の強み・特色を活かし、地域のニーズや社会の変化に対応できる教育研究組織づくりや学内資源の有効活用等、戦略的な組織運営ができる能力を有する者</p> <p>・山口大学の学長に必要とされている資質・能力に学長として「その実現に向けてリーダーシップ」を発揮することとされている。学長がリーダーシップを発揮するには、その支持基盤となる職員の協力・支持が必要不可欠であり、意向を踏まえることは学長選考基準の重要な要素となる。</p> <p>・このため、学長候補者の選考にあたっては、「投票」は実施せず、職員の意向を参考にするための「意向調査」を行うこととしており、調査結果をそのまま選考結果に反映することなく、学長選考・監察会議の構成員である学外者の意見を反映させながら、所信表明の内容及び意向調査並びに面接の結果を総合的に審議した上で、学長選考・監察会議が自らの権限と責任のもと学長候補者を選考している。</p> <p>・学長選考・監察会議において学長候補者を決定した後、その氏名、任期、選考理由、選考過程及び学長候補者の経歴を本学ホームページで公表している。また、学長選考・監察会議議事要旨についても、本学ホームページで公表している。</p> <p><input type="checkbox"/>国立大学法人山口大学学長選考・監察会議規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame11000006.htm <input type="checkbox"/>学長候補者の決定について https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/info_gakuchosenkou/index.html <input type="checkbox"/>学長選考・監察会議議事要旨 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/index.html</p>
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	更新あり	<p>・学長の任期については、適切な期間となるように学長選考・監察会議において、十分検討したうえで適宜見直し、平成30年4月からは「学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期は2年とし、通算して6年を超えることはできない」としている。</p> <p>・学長の任期については、「国立大学法人山口大学学長選考規則」において規定し、本学ホームページにて公表している。</p> <p><input type="checkbox"/>国立大学法人山口大学学長選考規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame110000087.htm</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	更新あり	<p>・学長の解任については、学長選考・監察会議が定める「国立大学法人山口大学学長の解任手続きに関する規則」において、「国立大学法人山口大学学長選考・監察会議は、学長に次の事由が存する場合、その他学長たるに適しないと認める場合には、審査の上、その議決に基づき、文部科学大臣に対し学長の解任を申し出ることができる」と規定している。</p> <p>同規則において、学長の解任の申し出に関する具体的な手続・方法を規定し、本学ホームページに公表している。</p> <p>[解任の事由] 1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき 2)職務上の義務違反があるとき 3)職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国立大学法人山口大学学長の解任手続きに関する規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame110000089.htm</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	更新あり	<p>・学長の業務執行状況については、学長選考・監察会議が、毎年度確認し、その結果を学長に通知するとともに、本学ホームページにて公表している。</p> <p>・学長の業務執行状況の確認結果を学長に通知する際には、本法人の運営に対する助言や今後に期待することを併せて通知している。</p> <p><input type="checkbox"/>学長の業務執行状況の評価 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/index.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	<p>・学長選考・監察会議の委員は、経営協議会から選出された者（本法人の学長、理事又は職員である者を除く。）9名及び教育研究評議会から選出された者（本法人の学長又は理事である者を除く。）9名の18名で組織している。</p> <p>経営協議会の学外委員は、「本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから学長が任命すること」を選考方針として、産業界、医療、教育、地方行政、法曹界といった幅広い分野から選出されており、学外委員13名の中から、専門分野のバランスを考慮し、経営協議会で審議の上選出している。教育研究評議会においては、評議員（本法人の学長又は理事であるものを除く。）の中から各部署が推薦する適任者に基づき、教育研究評議会で審議の上選出している。</p> <p>また、選考方法・選任理由については、本学ホームページで9月中の公表を予定している。（現在は公表済み）</p> <p><input type="checkbox"/>学長選考・監察会議委員の選出方法、選任理由について https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/index.html</p>
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>・「国立大学法人山口大学長選考会議規則」に基づき、令和3年3月18日開催の学長選考会議において、学長の業務執行状況の評価等を勘察した結果、現在、教学と経営を一元的に遂行することで適切な法人経営及び大学運営が実現できており、現状では大学総括理事を置く必要はない旨、承認された。なお、今後、大学総括理事を置くべき特別の事情が生じる等、改めて検討が必要となった場合には、再度審議を行うこととする旨、併せて確認された。</p>
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>■内部統制システムの運用、継続的な見直しの状況</p> <p>・国立大学法人山口大学業務方法書に規定した内部統制に関する基本事項に基づいて、内部統制システムを運用しており、学長、理事、特命理事及び関係事務部長で構成する内部統制会議を毎月定例開催して、業務方法書に記載するリスク管理等の内部統制に関する事項について協議及び情報の共有を行っている。</p> <p>・山口大学では、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を保つため、リスクが高い項目を優先的に監査する内部監査を実施して、リスクの低減を図っている。内部監査室は、第4期中期目標期間の始まりにあたり、大学の諸活動においてリスクが高いと判断するリスク項目を見直しを行い、53項目から58項目に増やし抽出し、「影響度」と「発生頻度・可能性」の2面から4段階でリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果に基づき内部監査計画を作成して、学長の承認を得、内部統制会議で情報共有している。また、内部監査結果についても、学長報告の後に内部統制会議に報告し、本学の抱えるリスクを理事及び事務部長が情報共有することによって、組織的な改善を図っている。</p> <p>・内部統制システムの運用体制については、本学ホームページにて公表している。</p> <p><input type="checkbox"/>国立大学法人山口大学業務方法書 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/business_method_manual/index.html <input type="checkbox"/>国立大学法人山口大学内部統制会議規則 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame11000012.htm <input type="checkbox"/>内部統制システムの運用体制 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/internal_contro_promotion_system/index.html</p>
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	<p>■法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p> <p>・「明日の山口大学ビジョン2015」では、「法令等において公表が求められている情報はもとより、大学の活動状況に係る情報について「大学ポートレート」を活用するなど積極的に発信し、地域や社会に向けた分かりやすい情報提供を行っている」と掲げ、本学ホームページや山口大学レポート等の印刷物により、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報を分かりやすく公表している。</p> <p>・透明性を確保し公共の財産として多様な関係者からの理解と支持を得るため、国立大学法人法及び学校教育法施行規則等に規定された情報を本学ホームページに公開し、また、「大学紹介」、「学部・大学院・研究所」、「附属病院・附属施設等」、「学生生活・就職情報」、「教育・研究」、「国際・社会連携」及び「入試」のサイトを設け、関連する情報を集約して発信することで、多様なステークホルダーのニーズに応じた情報が分かりやすく、かつ、収集しやすい環境としている。</p> <p>・本学ホームページは、令和4年9月中のリニューアルを目標に、暗号化通信に対応したWebサーバーへの移行、スマートフォンによる閲覧に対応したページ構成など、ユーザーの安全性と利便性の向上に対応した改修を行っている。（現在は改修済み）</p> <p>・多様なステークホルダーに対して、本学のビジョンと教育や研究、社会連携の情報と財務情報などを分かりやすく説明した「山口大学レポート」、本学の基本的な情報を掲載した「山口大学要覧」、主に受験生を対象とし本学及び各学部の教育研究の特色・特徴を紹介した「山口大学案内」、児童、生徒及びその保護者を対象に学問の楽しさを知ってもらうことを目的とした「Academi-Q」等の各種刊行物、また、YouTube、LINE、Twitter及びFacebookなどのSNSを活用して、多様な方法により積極的な情報発信を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>山口大学レポート https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_report/index.html <input type="checkbox"/>山口大学ホームページ https://www.yamaguchi-u.ac.jp/index.html</p>
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	<p>■対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p> <p>・学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者に大学における諸活動の情報を公表することを踏まえ、本学ホームページには、「大学紹介」、「学部・大学院・研究所」、「附属病院・附属施設等」、「学生生活・就職情報」、「教育・研究」、「国際・社会連携」、「入試」のカテゴリーに分類するとともに、「受験生の皆様」、「在学生の皆様」、「卒業生の皆様」、「企業・研究者の皆様」、「地域の皆様」及び「教職員」のサイトを設けて、日本語及び英語による情報発信を行っている。</p> <p>・全ての学部及び研究科において、独自のホームページを構築し、教員の教育研究を分かりやすく紹介した「研究紹介」及び「教員紹介」、研究室の活動を紹介する「ピックアップ研究室」、特色ある教育課程やカリキュラムの情報を掲載している。また、ブログやYouTube、Facebook等のSNSを活用して、「部局長等からのメッセージ」、「本学教員による学問のミニ講義」及び「オープンキャンパス・キャンパス」等の情報を発信している。</p> <p>・若い世代を対象とした情報発信ツールとして、令和4年8月からTwitterの利用を開始し、他のツールとは異なる視点での情報発信に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/>山口大学ホームページ https://www.yamaguchi-u.ac.jp/index.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が享受できた教育成果を示す情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学生や入学希望者等の直接の関係者のみならず、外部に対して積極的に説明責任を果たしていくという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する次の情報を、本学ホームページにて公表している。 <p>■学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠」については、『山口大学教育理念』を基に卒業時に身につけておくべき汎用的能力を「山口大学生コンピテンシー」として位置付け、各種コアカリキュラムや学術社会からのニーズや水準を根拠にして、学部学科及び研究科専攻等の学位プログラム単位で「ディプロマ・ポリシー」を策定している。また、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方をまとめた「カリキュラム・ポリシー」及び山口大学の教育を受けるにふさわしい能力・適性などを備えた入学者を受け入れるために「アドミッション・ポリシー」を策定し、3つのポリシーを本学ホームページにて公表している。 <p><input type="checkbox"/>山口大学教育理念（山口大学生コンピテンシー） https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/educational-philosophy/index.html</p> <p><input type="checkbox"/>ディプロマ・ポリシー https://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/dp/index.html</p> <p>■学生の満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学生の満足度」については、本学学生の生活状況等の実態を把握し、学生生活の一層の向上及び教育改善を図るための基礎資料を得ることを目的に、大学全体レベルでは5年に一度実施する「学生生活実態調査」にて把握している。また、授業科目に対する満足度については、毎年度、共通教育及び全ての学部と研究科の授業を対象として学生授業評価を実施して、その分析結果について「山口大学のFD活動」報告書に掲載し、授業改善を図っている。 <p><input type="checkbox"/>山口大学・学生生活実態調査（2020年実施） http://ssct.oue.yamaguchi-u.ac.jp/scc_top_2020_chousa.html</p> <p><input type="checkbox"/>学生の授業科目満足度 http://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~otml/advisor.html</p> <p>■学生の進路状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学生の進路状況」については、毎年度、学部及び研究科別に卒業生数、進学者数、産業分類別の就職状況を整理して、就職相談、セミナー及び企業説明会、インターンシップ及び求人情報等の様々な就職支援の情報とともに本学ホームページにて公表している。 <p><input type="checkbox"/>卒業生・修了者数、就職・進学者及び就職状況 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/publication_educational_info/index.html#4</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/index.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/candidate_qualified_person_selection_meeting/index.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/audit_committee/index.html</p>